

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	提出府省	ページ
28	家畜伝染病に係るワクチン接種の民間獣医師による実施を可能とする見直し	農林水産省	1
27	史跡等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化	文部科学省	6
18	障害者割引制度における市区町村の証明事務の見直し	総務省	9
		国土交通省	12
30	郵便局において取扱いが可能な事務の拡大	法務省	14
31	地方公共団体の歳入一般についてコンビニ収納を可能とする見直し	総務省	16
40	日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取り扱う際の法的な位置付けの明確化	総務省、厚生労働省	18
4	指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	厚生労働省	19
		総務省	20
32	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出の一部省略	厚生労働省	21

豚熱(CSF)の予防的ワクチン接種の考え方

○ 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方 (豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針)

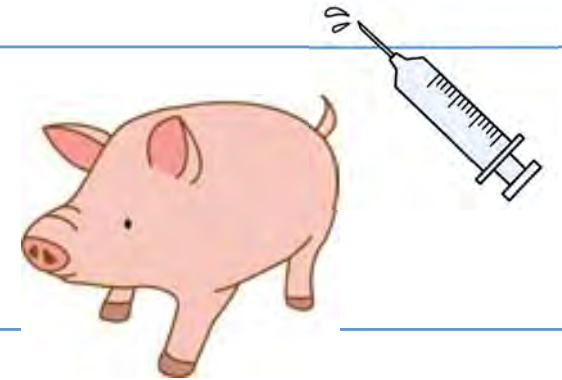
- CSFのワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。
- このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要がある。我が国におけるCSFの防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速な殺処分を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

- 農林水産省は、野生いのししにおけるCSF感染が継続的に確認される場合等、衛生管理の徹底のみによっては、豚等における感染の防止が困難と認められる場合には、都道府県知事による家畜伝染病予防法第6条に基づく予防的ワクチン接種命令の実施を認める。

野生いのししにおけるCSF感染が拡大する中、例外的に接種する場合であっても

接種豚と非接種豚が混じらないような接種が必要

- 農林水産省が設定したワクチン接種推奨地域に該当する都道府県は、ワクチン接種プログラムを作成し、ワクチン接種区域を設定
- 接種区域の設定にあたっては、面的に範囲を設定し、接種区域と非接種区域の接触面が最小になるよう設定
- 対象家畜は、接種区域内で飼養されている全ての豚等



CSFワクチンの厳格な管理と確実な接種の枠組み

- 法第6条に基づき、都道府県知事が、家畜の所有者に対し、家畜防疫員によるワクチン接種を受けることを命令。違反者には法第68条に基づく罰則(確実な接種の担保)
- 都道府県知事は、接種命令を行う場合には、法第50条に基づきCSFワクチンの使用を許可(厳格な管理)

家畜伝染病予防法第6条に基づく豚熱(CSF)予防的ワクチン接種について

現行

- 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条に基づくCSFワクチンの接種命令については、強制的な権限の行使（違反者への罰則あり）を伴うものであることから、実際にワクチン接種を行う家畜防疫員は、命令権者たる知事の指揮監督下にある都道府県職員である必要。

提案事項

- 家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること

【求める措置の具体的内容】

法第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。

提案に対する考え方

- 「CSFの予防的ワクチン接種の考え方」を踏まえ、例外的に行われるCSFワクチンの接種については、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体は、命令権者たる知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定することが必要不可欠（当該接種に要する費用の一部に関しては、法第60条に基づき国が負担）。
- 一方で、CSFワクチン接種都府県において、効果的で円滑なワクチン接種が確保されるとともに、家畜保健衛生所の円滑な家畜衛生業務に支障が生じないよう、課題については丁寧にお聞きし、対応していく所存。
- 都道府県知事が家畜防疫員を任命する場合の民間獣医師の任用方法については限定されるものではないことから、一般職・特別職、常勤・非常勤等を問わず、都府県の状況に応じて民間獣医師を活用していただけるよう、丁寧に対応していく考え。

例えば：業務内容（CSFワクチンの接種）、業務場所（命令対象の農場）、業務時間（CSFワクチンの接種に要する時間）を限定して、会計年度任用職員（パートタイム）に任用した上で、家畜防疫員に任命することが可能（民間獣医師業務との兼業）等

(参考) 豚熱 (CSF) とは

法定伝染病

- ▶原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- ▶宿主：豚、いのしし ※人には感染しない
- ▶分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々
 - ※ 平成4年の熊本県での発生を最後に清浄化に成功
 - ※ 平成19年4月に清浄国認定
 - ※ 周辺国では常在。絶えず侵入リスクにさらされている。
- ▶症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
高病原性株の感染では100%の死亡率。
侵入すると瞬く間に畜舎内に拡がる。
- ▶対応：家畜伝染病予防法に基づき感染豚と同居豚の殺処分を基本とする。
 - ※ 有効なワクチンが存在するが、発生の拡大防止や清浄性確認に支障を来たすおそれがあることから、原則使用しない。



【皮膚紫斑 (しはん)】
(出典：動物衛生研究部門)